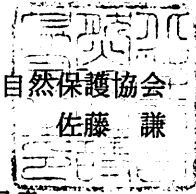


2007年12月11日

林野庁長官 辻 健治 様
北海道森林管理局長 山田 壽夫 様

(社) 北海道自然保護協会
会長 佐藤 謙



国有林野における天然林伐採と生物多様性保全に関する質問・意見書

貴職は、1998年、国有林野の抜本的改革として森林の「公益的機能の重視」を掲げ、2001年には従来の林業基本法を新たな森林・林業基本法に改定し、それ以降の基本計画、林業白書や林野庁ホームページにおいて森林の「多面的機能重視」を明記しております。これら森林の「公益的機能・多面的機能」の重視に際して、貴職は、森林を木材生産の場としてきた従来の林野行政に対する国民の批判や世論を背景にして、森林を木材生産だけでなく、生物多様性保全や国土保全など多面的な機能を発揮する場とする観点に変えたことを明記しております。

しかし、国有林野の現状は、公益的機能・多面的機能を掲げながら、その一機能である木材生産を中心にして、生物多様性保全を無視し、国土保全を軽視しており、基本的な考え方が変わったとは思えない、真の改革がなされていない段階にあると判断します。それは、現在、北海道において大規模に進められている「天然林伐採」に具体化されておりますので、私たちは、貴職の「言行不一致」に大きな疑問を持ち、貴職の理念と実際が一致できるまで、現行の天然林伐採は中止すべきと考えております。

国有林野の「生物多様性保全」および「国土保全」に関する問題について、ここに、私たちの意見と質問を述べますので、貴職におかれましては、本庁と森林管理局それぞれの部局ごとに、同時に本庁・局において関連部局と横断的に、私たちの質問に対して、それぞれ科学的根拠と文書によって、2008年1月31日までに明瞭なご回答を願う次第です。

1. 天然林伐採について

私たちは、北海道における現行の天然林伐採は、非常に重い、多くの問題点を抱えることから、即座に中止すべきと考えます。その理由は、以下に示す通りですので、私たちの質問に対して明快な回答を望みます。

(1) 天然林施業の対象に関して

(1-1) 機能分類とその目的に関連した森林施業の問題点

事実関係：公益的機能重視と関連した国有林野の機能分類として、「森林と人との共生林（自然維持タイプ約19%と森林空間利用タイプ約8%）」、「水土保持林（国土保全タイプ約19%と水源涵養タイプ約45%）」、そして「資源の循環利用林約9%」が分けられ、それぞれ重視する機能が異なる。また、上記では、記述の順序に、天然林が少なくなり人工林が多くなる実態がある。さらに、貴職は、森林管理として「流域生態系」を重視すると明記している。しかし、現行の森林施業は、木材生産を直接の目的とした「資源の循環利用林」における「人工林施業」ではなく、他の機能を前面に掲げた前二者、とくに広大な面積を持つ「水土保持林」の国土保全タイプと水源涵養タイプにおける「天然林施業・天然林伐採」が圧倒的に多い。現行の伐採対象地はそのほとんどが、上記の機能分類に加えて、土砂流出防備や水源涵養などを目的とした各種の保安林に指定されている。

意見：国有林野の機能分類の中で、木材生産を直接の目的とした「資源の循環利用林」を除くと、「森林と人との共生林」と「水土保持林」（いわゆる公益林、同時に、それぞれの目的に関する保安林）では、土砂流出防備などの国土保全や水源涵養などが前面に掲

げられている。そして全ての機能分類に関わって木材生産もそれぞれの制限内で可能とされるが、生物多様性保全の機能も同様に全ての機能分類に関わることを決して忘れてはいけない。したがって、これら公益林において、まず、機能分類それぞれに掲げられた機能や生物多様性保全の機能が十分に発揮されることが常に肝要であり、それらに対して相反する場合が多い木材生産機能との調整が可能であるかの検討をした上で、森林施業が可能かどうか大きな論点になる。目下では、公益林における森林施業が可能とされるのは、それぞれに掲げられる機能が損なわれないことを森林施業の場所、具体的方法、流域生態系への影響などに関する明快なデータによって国民に説明できる場合に限られると考える。そのため、森林施業を行う場合には、まず、土砂流出防備や水源涵養などの機能について、国有林野全体かつ各森林管理署において十分な現状把握がなされなければならない、それらの機能の天然林と人工林における差違まで詳細に把握し、その上で国民に対する説明責任がある。ちなみに、人工林に比して天然林の方が土砂流出防備や水源涵養機能が大きいとされている。また、貴職が重視する「流域生態系」としての森林管理に関連して、上流域の森林施業が下流に位置する農業域や都市域、果ては海洋生態系まで土砂流出や洪水などの影響を与えないことが説明されなければならない。以上の説明がなされない場合は、公益林における森林施業、とくに天然林施業は決して行うべきではない。

質問：貴職では、森林伐採以前に、国民に対するアンケート結果ではなく、上記の諸機能すべてに関して科学的データを備えているのか、あるいは今後、備えていくのか、それらに基づいて国民に説明するのか、回答を求めたい。また、土砂流出や洪水など、流域生態系の中で下流域に影響を与えていないと言う科学的データが森林管理署ごと流域ごとに備えられているのか、回答を求めたい。さらに、北海道における現行の森林施業において、天然林施業が圧倒的な面積と材積を対象にして主体となり、人工林の多くが放置され施業対象にされていないのは何故か、ご回答を願う。

(1-2) 木材生産として良木だけを求め、より自然な天然林を求める、本来の天然林施業や持続的林業経営に合致しない森林施業の問題点

事実関係：現行の天然林伐採は、過去に伐採していない、あるいは過去に択伐してきた天然林において、残された良木、相対的な大径木を伐採対象としており、それ故に、我が国において相対的に良好な天然林、良好な森林生態系を筆頭にして破壊している。例えば、十勝東部森林管理署のある林班における針広混交林での伐採対象木は、過去の伐根が根元直径約 80-100cm のエゾマツなどであったが、最近2年間における対象木は、多くが根元直径 40-50cm 程度のトドマツ、ハリギリ（センノキ）、ハルニレなどであり、高価な良木だけの択伐が続けられ、常に若い樹木だけが残されて疎林状態に結果する、森林の劣化が明らかである。ここには、貴職が言う「天然下種更新」を期待する、本来の「天然林施業」や「持続的林業経営」の姿はまったく認められない。

意見：このような天然林伐採は、良木対象の木材生産だけを目的とした収奪的な伐採であり、1998年の抜本的改革において反省されたはずの、拡大造林時代に奥地奥地と林道を延長して天然林伐採を続けた過去の過ちと同じ考え方が根底にあると判断する。天然林施業が行われても良い場所として国民の十分な納得が得られた場合、「持続的林業経営」は、同種の樹木が同じ太さの直径に生長した段階で択伐し、子孫まで同じ恩恵を与え続けることを意味する。しかし、現行の天然林伐採は、他種の若木を含んだ林班全体の材積増加予測に基づいて進められており、森林台帳や森林材積に示される材積は虚数と思われるほどアバウトであるので、持続的林業経営とは決して言えない森林の劣化に結果する例が多い。とくに苗木生産が困難なエゾマツについては、天然更新を待たずに伐採が進められ、エゾマツの成木が非常に少なくなっている現状がある。持続的林業経営と言うならば、天然林

施業であっても人工林におけるように樹種ごとに材積増加の科学的予測が必要であり、各森林管理署ごとにそのような科学的データを施業の基礎としなければならない。

また、林班・林小班ごとの伐採率に基づき、しかし作業効率の観点から局所的・集中的に行っている伐採方法は、残された高木が風倒などの影響を被りやすいため、当初の伐採率をはるかに超えた材積の減少・森林の著しい劣化に結果する例が多い。このことは、すでに林学者によって指摘されてきた大きな欠陥であり、本来の天然林施業・持続的林業経営の観点から真摯な再考が必要である。そのため、伐採後の材積についても科学的データを得る必要があり、それに基づいて現行の伐採方法を徹底的に検証すべきである。

質問：貴職では、十分な科学的データに基づいて持続的林業経営を行っているのか、本来の天然林施業を行っているのかを検証しなければならない現状にあるが、その観点から、現行の天然林伐採を見直すのかどうか、回答を求めたい。

(1-3) 保護樹帯ならびに尾根筋に残された天然林伐採の問題点

事実関係：一つの斜面において人工林を取り囲むように斜面上部や尾根筋などに保護樹帯が設けられてきた。これは、拡大造林時代に、斜面の森林を皆伐した後に著しい土砂流出が生じたことなど流域生態系への悪影響に対する反省に基づいて設けられた「保護樹帯」であり、現行の機能分類のいずれにも認められる人工林の周辺にある。ところが、北海道における現行の天然林伐採は、このような保護樹帯を対象とした伐採例が多い。場所によっては、人工林施業と称して、天然林に被われた保護樹帯に作業道を設けてその伐採を続けている。私たちは、十勝東部森林管理署における天然林伐採に際して施業前に保護樹帯における伐採中止を求めたが、それが無視され伐採が実行されてしまった。また、北海道南部や日高山地のような急峻な地形を有する地域では、尾根筋か沢筋に林道を設け、それらの間に作業道を設け、とくに尾根筋に残された天然林を伐採対象とする場合が多い。

意見：昭和48(1973)年の『国有林野における新たな森林施業』についての通達では、「新生林分の保護、土砂の流出防備、自然景観の維持のために必要な場合に保護樹帯を設ける。その幅員はおおむね30m(平坦地)~40m(傾斜地)以上」と明記されている。これは、比較的古い通達であるが、現在の公益的機能・多面的機能重視に直接つながる重要な観点である。しかし、現行の天然林伐採は、このような保護樹帯や、急峻な山岳地域では尾根筋に残された天然林を対象とする場合が多く、30年以上も前に過去を反省した結果の保護の観点や、現在の諸機能重視の理念にまったく反している。また、伐採対象とされる保護樹帯の成熟木は、周辺への種子供給源・母樹となるが、その伐採は、別途、貴職が進めるとしている「人工林の複層林化」にとって大きなマイナスになることは明白である。

質問：何故、保護樹帯や尾根筋に残された天然林を伐採対象とするのか、また、過去の林野庁通達は無視するのか、それらの明らかな理由を示していただきたい。

(1-4) 高標高地の森林施業に関する問題点

事実関係：高標高地における森林施業に関しても、前記の昭和48年通達では、「皆伐新植の対象から除く標高の目安は、北海道では600m以上、、、」とされている。他方、現行の天然林施業は、皆伐ではなく択伐と称されるが、実際には、林班・小林班全体の制限伐採率を作業効率の上から林道に近い場所の集中的伐採に適用するため、局所的な皆伐が行われるのが通例である。その結果、とくに高標高地における天然林伐採では、その根拠として主張される天然更新、森林を若返させる方策が不可能になる例が余りにも多い。例えば、越境伐採・違法伐採が問題視された檜山森林管理署奥湯ノ岱のブナ林伐採では、越境部分でもそうではない部分でも、高標高の尾根筋において集中的に皆伐に近い状況まで伐採された。その伐採根拠として天然更新を促進するとの貴職側の主張があったが、実

際には、伐採地は多雪山地の稜線東側にあってササが密生するため天然更新に寄与する稚樹・若木が非常に少ない場所であり、違法伐採が指摘された後にブナ苗木が植樹されている。これは、貴職の主張が間違いであったことをみずから証明している。また、十勝東部森林管理署における標高約 1300m の針葉樹林伐採においても同様な集中的伐採となり、天然林の回復が困難視される。

意見：国有林野がみずから反省した上での上記通達の主旨は、現在の公益的機能・多面的機能の重視につながる重要な観点になる。過去にも現在でも重視する機能を、今みずから反故にすることは決して許されるものではない。

質問：何故、高標高地に残された、天然更新困難地の天然林を伐採対象とするのか、また、過去の林野庁通達は無視するのか、それらの明らかな理由を示していただきたい。

(2) 持続的林業経営・天然林施業とエゾシカ食害に関する問題点

事実関係：エゾシカは、針葉樹林などの森林を泊まり場、草原やササ原などを採食場としており、そのセットが生息環境として好適とされる。とくにエゾシカが多い道東域や日高山地の国有林野では、天然林伐採の進行に伴って、森林とそれに介在する伐採跡地（草原やササ原）がエゾシカに良好な餌環境の拡大に結果したことを問題視できる。すなわち、天然林伐採の進行がエゾシカ増加の一要因となったとの指摘ができる。現在、エゾシカは道央域に分布を拡大し、道南域でも拡大中であり、そうした状況下で、樹木の稚幼樹が見あたらず樹皮剥ぎによる枯死が著しい地域が拡大中である。すでに、前田一步園財団が管理する阿寒湖畔や国有林野が管理する知床半島では、エゾシカ食害による稚幼樹の激減・林業被害が問題視されてきた。ところが、貴職は、残る広大な国有林野におけるエゾシカ食害を明言しないだけでなく、林業被害をゼロとする態度を示しながら、天然林伐採を続けている。

意見：エゾシカ食害によって稚幼樹が見あたらぬ森林において、良木を中心とした高木を対象とする天然林伐採の進行は、森林の自然な更新を期待する「本来の天然林施業」の姿からほど遠く、「持続的林業経営」にも該当するものではない。すなわち、伐採の根拠とされる天然下種更新が困難な天然林の伐採に関して、貴職みずから大きな矛盾を露呈している。貴職がエゾシカ食害を無視したまま、現行の天然林伐採をさらに続けることは、森林生態系や流域生態系そのものの破壊となる危険性が高く、決して、抜本的改革を行ったという貴職の採るべき姿ではない。

質問：貴職は、広大な面積を有する国有林野において、エゾシカの分布と生態に関して詳細な科学的データを得ているのか、それに基づいた「天然林施業」や「持続的林業経営」を本当に考えているのか、貴職からの明快な回答をいただきたい。

2. 国有林野の生物多様性保全について

(1) 生物多様性の現状把握がまったく不足である問題点

事実関係：生物の多様性は、遺伝子の多様性、種の多様性ならびに生態系（生物群集）の多様性を含む。遺伝子と種の多様性は、野生生物の減少や絶滅に対して各国、各地域ごとに生物相や生物資源を維持する観点から重視され、生態系の多様性は、生物の生育地・生息地をまるごと守る機能の外に、国土保全や水源涵養など森林生態系としての機能に深く関わっている。したがって、生物多様性は、木材生産という一つの資源価値にも深く関係するが、目下の有用木に限らない野生生物すべての価値と自然な生態系の有する多様な価値を含んでいる。森林における生物多様性保全は、森林の有するあらゆる価値を保全しようとする考え方であり、本来であれば、貴職の言う「森林の有する公益的機能・多面的機能の重視」につながるものである。

他方、我が国における生物の絶滅や減少の原因として、陸上生態系の植物を例に挙げると（環境庁 2000）、①園芸用採取（盗掘）、②自然遷移、③森林伐採、④道路工事、⑤土地造成などが挙げられ、北海道では貴職が管理する国有林野において①園芸用採取、③森林伐採、ならびに④道路工事が絶滅・減少の主要原因となっている。ちなみに、②の自然遷移は、本州以南の低標高地における里山に生育する植物にとって大きな原因とされている。したがって、貴職、国有林野は、我が国の生物多様性保全に関して非常に重要な地域を有しながらも、とくに①、③ならびに④の原因に対処することなく、生物多様性保全に関する施策をほとんど講じていない。

意見：貴職が公益的機能・多面的機能重視の中で公けに約束している生物多様性保全に関して、国有林野の全体計画を立てる前、また各種の森林施業の事前に「国有林野における生物多様性の現状把握」が行われていないので、そのような現状把握は、国有林野のすべての地域・すべての機能分類を対象にして国家的規模で専門家によって行う必要がある。それは、注目される特定少数のわずかな希少生物だけではなく、国有林野全体の生物相、植生、生態系の自然科学的把握を意味する。また、生物多様性保全に関して、生物の絶滅を防ぐために遺伝子と種の多様性に関する現状把握とともに、生物の生育地・生息地を含む森林生態系や、土砂流出や水源涵養の機能に関わる流域生態系としての、生態系の多様性の現状把握も必要である。さらに、あらゆる森林計画について、上記の現状把握に基づいて、事前に十分検討できる 1 シーズン以上の時間を与えながら国民の声を聞くことが必要である。

質問：貴職は、我が国の、あるいは北海道の生物多様性に関して、上記のような緻密な現状把握を行うのか、ご回答いただきたい。また、その結果を国民に知らせ、それに対する国民の声を森林管理計画に反映させるか、ご回答いただきたい。

（2）国際的ラリーの国有林林道使用に関する問題点

事実関係：この数年間、十勝地方の国有林において、国際的ラリー大会など各種のラリーが林道を使用して開催されてきた。最近では、その会場を道央域に移すことが新聞紙上で報道されている。私たちは、十勝自然保護協会などと連名で、ラリー開催が国有林ならびに他地域などの生物多様性に著しい悪影響を及ぼす観点から反対声明を提出してきたが、主催者側の強行が続いた。そこでは、猛禽類、クマゲラ、エゾナキウサギなど希少生物への影響だけではなく、林道の改修・補修工事に関連した河川生態系への悪影響など、林道周辺に生育・生息するあらゆる生物と森林生態系全体、すなわち生物多様性に対して著しい影響が危惧されたのである。

意見：私たちは、生物多様性保全の観点から国有林を使用した各種ラリーは、大きな問題であるので、決して行うべきではないと考える。貴職には、森林・林業基本法に掲げたように、国有林野の生物多様性に関して保全義務があるので、生物多様性に悪影響を及ぼす行為はすべて科学的チェックを行う責任がある。しかし、貴職は、上記のラリー開催に対して、単に国民のニーズに答えた林道の賃借関係だけの態度に終始し、生物多様性に関する悪影響を座視してきた。これは、大きな責任放棄であると言わざるをえない。ちなみに、環境影響評価法やその趣旨に基づいて事前に行われる環境影響評価は、実際には、事業者・主催者が行うために生物多様性への影響は少ないとの結論を持って、少なくとも北海道ではすべての計画にゴーサインしか出されてこなかった。その状況下で、生物多様性を確実に保全するためには、影響を被る土地所有者、貴職みずから科学的調査を行い影響を評価しなければならない。

質問：まず、貴職は、国有林を利用したラリー開催の生物多様性に関する悪影響について、事前事後に詳細な科学的チェックを行ってきたのか、そして、どのような理由によって、ラリーの林道使用を許可してきたのか、ご回答いただきたい。また、今後、道央域に

移されるという国際的ラリーに関連して、予定される林道周辺の生物多様性を科学的に調査した上で、生物多様性保全の観点から林道使用許可を抜本的に見直す意志があるのか、ご回答願いたい。

(3) 風倒跡地処理に関する問題点

事実関係：北海道では、近年、台風によって倒れた森林が各所に認められる。支笏湖周辺や野幌の場合では、貴職で風倒木処理に関する検討会を設け、自然のままに残す部分と人工林施業を行う部分の仕分けなどが検討された。しかしながら、実際には、自然のままに残す部分が少なく、大半の部分で風倒跡地の木材搬出が基本とされた。そのため、土壌攪乱を伴う重機使用によって風倒跡地が皆伐地と同じ状況になった面積が圧倒的に大きい。そこにカラマツやトドマツなどが植樹され、その上で植栽木保全のための殺鼠剤散布など、種々の人工林施業が続けられている。ちなみに、これらの風倒被害は、天然林よりも人工林で著しかったと言われる。また、この11月から12月初旬にかけては、大雪山国立公園における風倒木処理が重機を使ったためか森林丸ごとの皆伐とまったく同じ結果であるとの批判が新聞紙上で報道されたばかりである。さらに、十勝東部森林管理署管内の大きな風倒跡地など、全道各地において大小の風倒跡地が認められるが、例えば、狩場山山麓では検討がないまま、風倒木処理と称して風倒木に限らない天然林伐採が行われた。

意見：貴職が行う風倒跡地の処理は、現行では木材の搬出が先行し、その方法として重機を使用するために著しい土壌攪乱・土壌層の剥離、土砂流出を伴うなど、現行の天然林伐採と同様に、大きな欠陥がある。他方、貴職は、拡大造林時代に進めた大規模な天然林伐採後に広面積の人工林を設けてきたが、現在の人工林の扱いとして、「複層林化」などによって天然林の状態に近づけ、持続的な天然林施業に変えていく方向を謳っている。したがって、現行の風倒木処理が皆伐と同じ結果を招き、そしてその後に人工林化を進めることは、貴職の考え方に矛盾があることになる。処理の理由として風倒木から発する虫害などの影響が主張されているが、自然のままに放置した場合に自然な森林生態系の有する公益的機能が次第に発揮されることが考えられるので、公益的機能・多面的機能の諸機能間の勘案、慎重な検討がなされなければならない。

質問：貴職では、風倒跡地において施業を行う場合、すべての台風跡地で緻密な科学的調査を行い、それに基づき、公益的機能・多面的機能の諸機能間の検討を慎重に行うのか、ご回答願いたい。

(4) 北海道森林管理局による生物多様性検討会と、林野庁本庁における生物多様性に関する検討について

事実関係：国有林野における木材生産とそれ以外の公益的機能・多面的機能の発揮、とくに天然林の生物多様性保全に関して、貴職では検討中、あるいは検討を考えているようである。北海道森林管理局による生物多様性検討委員会では、4つのプロジェクトを挙げて生物多様性保全をアピールしようとしているが、これらのプロジェクトに該当しない広大な北海道の国有林において生物多様性保全をどのようにするのか、まったく見えてこない。

貴職では、1998年の公益的機能重視、そして2001年の新たな森林・林業基本法における多面的機能重視から、森林に対する基本的な考え方が抜本的に変えられたはずである。ただし、過去から変わらないことは、多くの場所で木材生産も可能とされる点である。例えば、1の(1-1)で既述したように、上記の改革以降、いわゆる公益林(森林と人との共生林：自然維持タイプと森林空間利用林と水土保持林：国土保全タイプと水源涵養タイプ)と経営林(資源の循環利用林)の比率が大幅に前者に傾くように変革され、同時に、

その公益林のほとんどが「各種の保安林」に指定され、保安林面積も大幅に拡大された。しかし、この変革において、一定の制限伐採率を設けて公益林でも保安林でも伐採できる仕組みが残された。また、国立公園などの自然公園においても、過去から、特別地域や普通地域において一定の制限の下に森林施業が可能とされる仕組みの下で、天然林伐採が進んできた。

こうした状況と平行して、貴職では、保護林制度によって高山植物保護林や森林生態系保護地域などを指定している。そこでは、伐採などの森林施業が制限されているけれども、その多くは高山植生、湿原植生、ダケカンバ林など林業対象にならない植生に被われた地域が多い。したがって、貴職では、生物多様性保全の発揮の役割を、保護林などの狭い面積に押し込める、あるいは特定少数の希少生物に限定する傾向、生物多様性保全を担う地域を「特化」する傾向が強い。

意見：我が国の陸上における生物多様性保全は、国有林野の全地域でこそ発揮できるのに対して、貴職では、木材生産が可能な面積を多く残しながら、生物多様性保全に関しては少数の種・小面積の森林・狭い保護林に押し込める「特化」の考え方が強いことは、非常に大きな間違いである。北海道森林管理局の生物多様性検討会では、4つのプロジェクトが取り上げられているが、それに生物多様性保全を押し込めており、それ以外の広大な国有林野では一切生物多様性保全を考慮していないと判断することができる。したがって、貴職では、第一の基本として、国有林野全域が生物多様性保全の役割を担うと明言すべきである。そのためには、決して、既述の「特化」の考え方は止め、何よりも、2の(1)で既述したように、国有林野全域を対象とした生物多様性の科学的な現状把握を先行させるべきである。

最も重視すべき問題点は、我が国における天然林の現状は、地域ごとの生物多様性を維持する自然性の高いものが激減してきたこと、その状況下で、現行の天然林伐採の対象が、とりわけ、残された質の高い天然林に向けられていること、それ故に現行の天然林伐採が我が国の生物多様性の喪失につながっていることである。したがって、林野庁ならびに北海道森林管理局における生物多様性に関する検討においては、この質問・意見書で述べた生物多様性保全に関わる問題点すべてについて、必ず、徹底的に討議されなければならないと考える。

質問：国有林野全域において重要な生物多様性保全という機能を、貴職は、少数の種・小面積の森林・狭い保護林に「特化」してきたが、現時点から、国有林野全域において重視されなければならない科学的調査を行い、それを基に緻密な検討を続け、生物多様性保全に関する森林管理計画を国民に問うのか、ご回答を願う。また、貴職におかれては生物多様性保全や天然林を冠する検討組織において、この質問・意見書に述べた問題点をすべて含んで検討するのか、さらに、現行の天然林伐採に関して、実態把握と緻密な検討に基づいて、抜本的に見直す考えがあるのか、ご回答を願う。

3. 貴職の説明責任に関する問題点

事実関係：私たちは、2005年以來、国有林野における「天然林伐採」や、貴職が重視する「生物多様性保全」に関して多数の問題が認められるため、それらを指摘する要請書、要望書、申入書、質問・意見書などを以下の通り提出してきた。

①北海道森林管理局檜山森林管理署管内奥湯ノ岱（上ノ国町）における伐採現場への入林許可に関する申入書（2005年11月17日、北海道森林管理局長宛）

②檜山森林管理署奥湯ノ岱2355～2356林班における伐採状況に関する合同調査の申し入れ書（2006年1月10日、北海道森林管理局長と檜山森林管理署長宛）

③檜山森林管理署管内見市川流域におけるサクラマス等の保護に関連した「河床路」改

良等の要望書（2006年2月20日、北海道森林管理局長と檜山森林管理署長宛）

④合同調査の再々要請について（2006年4月17日、北海道森林管理局長と檜山森林管理署長宛）

⑤檜山森林管理署管内奥湯ノ岱における森林伐採に関する、改めての要望書（2006年6月2日、北海道森林管理局長と檜山森林管理署長宛）

⑥支笏湖・丸山地区の台風被害復旧地の森林管理に関する要望書（2006年6月19日、北海道森林管理局長と胆振東部森林管理署長宛）

⑦檜山森林管理署管内奥湯ノ岱における森林伐採に関する、再々の要望書（2006年7月7日、北海道森林管理局長宛）

⑧十勝東部森林管理署管内における伐採についての申し入れ（他団体との連名、2006年9月11日、北海道森林管理局長と十勝東部森林管理署長宛）

⑨十勝東部森林管理署管内における森林伐採に関する緊急要望書（2006年10月10日、北海道森林管理局長と十勝東部森林管理署長宛）

⑩地域管理経営計画（案）についての意見の申し立て書（2007年3月6日）、釧路根室森林計画区と留萌森林計画区に関する2件（北海道森林管理局に対する公的な申し立て書）

⑪生物多様性検討委員会の公開およびパブリックコメントを求める意見・要望書（2007年4月27日、林野庁長官と森林管理局長宛）

⑫国有林内の草刈りおよびササ刈り時期の見直しに関する要望書（2007年5月5日、森林管理局長宛）

⑬国有林野における治山ダムに関する質問・意見書（2007年10月31日、林野庁長官、森林管理局長ならびに檜山森林管理署長宛）

意見：以上に対する貴職からの回答は、以下の通りであった。①と②は回答がない時間が長いと督促を続けたが、関連する④の後に電話回答があり、搬出がほぼ完了した後に合同調査が実現した。⑤と⑦については文書による回答がなく、電話交渉の末に、2006年末に伐採の問題点を指摘する会合が持たれた。⑥については当協会も参加し、要望の一部が活かされた。⑨と⑩についてはそれぞれ文書回答と北海道森林管理局のホームページ掲載があったが、私たちの要望は活かされず、予定通りの伐採に結果した。他団体と連名の⑧について無回答のままであるが、関連する⑨の回答で終わっている。⑪については督促の結果、担当者が文書を当協会に持参し、検討会の公開が実現した。

しかしながら、以上に関する貴職の対応は、とくに天然林伐採に関しては、督促など当協会の努力が相当に必要であり、それに対する回答も伐採中か、伐採完了後になるなど、時期を失したものが多かった。残る③、⑫および⑬については、今回の質問・意見書と同様に、生物多様性保全と森林施業の勘案に深く関わるが、未だに回答がないままにある。貴職の対応は、天然林伐採に関しては国民の疑問や質問に対して回答しないままに伐採を実行し、生物多様性保全に関しては回答していない状況にあると言える。

したがって、貴職は、現今の「開かれた行政」の点から国民の疑問や質問に対して回答する説明責任・アカウンタビリティを果たしていない。私たちが貴職に文書回答を望む理由は、貴職の担当者が比較的短期間で交代するため、担当者による口頭や電話による回答にはその後の十分な保証がないからである。

質問：以上の事実から、貴職は、林野庁本庁ならびに北海道森林管理局においてそれぞれ、説明責任を果たす用意があるのか、国民に対する説明責任を行う組織があるのか、貴職の組織系統を示しながら、真摯にご回答願いたい。